

京都市告示第 430 号

平成15年5月21日付けで地方自治法第260条の2第1項に定める団体として認可した宮区の会について、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成20年3月27日

京都市長 門川 大作

1 変更事項

事務所の所在地

2 変更内容

(1) 変更前

京都府北桑田郡京北町大字宮小字黒野38番地

(2) 変更後

京都市右京区京北宮町黒野38番地

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)